

(別紙)

令和7年度 東京都立八王子南特別支援学校教職員倫理要綱に基づく行動指針

生徒に対する指導、教育的支援は、人権尊重の精神を具現化し、生徒のもてる力を最大限伸ばすために、絶えず点検するように努めます。

1 人権尊重を具現化する教育的支援

- (1) 年齢にふさわしい敬称、接し方で指導、支援をします。
- (2) 生徒が理解しやすい言葉、表現等を使います。
- (3) 障害のために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言、行為をしません。
- (4) 体罰や肉体的苦痛を与えることはしません。
- (5) 威圧的・強圧的な指導、言葉掛け等、精神的な苦痛を与えることはしません。
- (6) 障害の呼称・状態等を表す用語を生徒の前で差別的に使ったり、生徒の言動や動作等の真似したりすることはしません。
- (7) 食事を抜く、トイレに行かせない等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。
- (8) 性的に不快にさせる行為や、そのおそれがある行為はしません。
- (9) 危険回避のための行動制限は、本人・保護者及び同僚に明確な説明を行います。
- (10) 保護者や関係者に説明できる教育的支援を常に意識し、実践を行います。

2 生徒の個性と主体性の尊重

- (1) 本人・保護者と相談の上、個別指導計画、学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を作成し、その計画を基に指導、支援を行います。
- (2) 生徒の特性や得意なこと・苦手なこと、身に付けてきた生活習慣を十分考慮した指導、支援を行います。
- (3) 自己選択、自己決定をする機会をできるだけ設け、主体的に活動できるように努めます。
- (4) 学校外での体験、活動の機会を計画的、段階的に設けるように努めます。

3 個人情報、プライバシーの保護

- (1) 職務上知り得た生徒の個人情報は他に漏らしません。
- (2) 学校以外の場所に写真や名前、作品等を掲示・展示する場合は本人・保護者の了解をとります。
- (3) 所持品の確認をする際は本人・保護者の了解をとります。
- (4) 本人・保護者の了解のもと、他の関係機関から情報を得るように努めます。
- (5) 放課後等デイサービスへの情報提供は原則保護者からのみとし、真に必要な場合に学校から情報提供を行うときは保護者の了解をとります。

4 心身の不安定、虐待、所在不明等に対する確認、報告・相談

- (1) 児童・生徒の心身の状況は常に観察・把握し、異状を感じた際は、複数の教職員で確認、対応します。
- (2) 精神的・肉体的な虐待を受けていることが明確になったとき、速やかに学年主任・学部主幹・管理職に報告し、関係法令等に従い関係機関に通報します。
- (3) 連絡がなく登校していない児童・生徒には、所在の確認、安否確認を急ぐとともに、必要に応じ関係機関と連携して、迅速に対応します。